

### 第3回 日本障がい者バドミントン選手権大会要項

1. 目的 この大会は、障がい者バドミントン競技の日頃の成果を発揮する場を設け、選手の育成・競技力向上を図り、より一層の普及・発展を目指すと共に、選手の相互理解と交流を深め社会参加を積極的に推進する事を目的とします。
2. 主催 一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟
3. 主管 長崎県障がい者バドミントン協会
4. 後援 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会  
長崎県  
大村市
5. 協賛 ヒューリック株式会社  
ダイハツ工業株式会社  
株式会社みずほフィナンシャルグループ
6. 助成 公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
7. 協力 長崎県バドミントン協会 大村市バドミントン協会
8. 日時 平成29年12月15日(金) クラス分け 13:00～ (受付: 11:00～)  
会員総会 18:00～19:00  
  
平成29年12月16日(土) 男女シングルス  
開場受付 8:30  
開会式 9:00  
試合開始 10:00～  
  
平成29年12月17日(日) 男女ダブルス  
開場 8:30  
試合開始 9:00～15:00 (予定)
9. 会場 シーハットおおむら <http://www.seahat.jp/>  
長崎県大村市幸町 25-33 TEL: 0957-20-7200
10. 競技種目 別紙クラス分け表の通り、男女別シングルス及び男女ダブルスを実施する。
11. 競技規則 (公財)日本バドミントン協会競技規則(附則 障害者バドミントンの規則は適用しない)及び日本障がい者バドミントン連盟特別ルールとする。
12. 競技方法 トーナメント方式又は、リーグ戦(申し込み数により変更することがある)
13. 使用シャトル 第一種検定球
14. 参加資格 (一社)日本障がい者バドミントン連盟の登録者で、身体障害者手帳、療育手

帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する13歳(中学生)以上の者。  
※肢体不自由者のうち対象者は12月15日のクラス分けを受けてください。対象者については4ページ目の「今回実施されるクラス分けについて」を参照してください。  
※大会参加者は確認のため、当日手帳持参願います。  
※連盟未入会の方は、11月2日(木)までに連盟登録申請をお願いします。

15. 表彰 各ブロックにおいて、1位から3位までの入賞者にメダルを贈呈する。

16. 申込方法 郵送かE-mailにてお申込み下さい。  
住所：〒134-0088 東京都江戸川区西葛西5-2-9-203  
TEL：03-6808-5515 E-mail：entries@jpbf.jp

17. 参加料 シングルス 1人2,000円 ダブルス 1人2,000円

18. 【振込先】口座名 一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟  
銀行名 三菱東京UFJ銀行  
支店名 福岡支店  
口座番号 普通 2506521

19. 申込振込締切日 平成29年11月4日(土) 必着

20. その他 (1) 組合せ等は、主催者一任とします。競技種目・クラス分けは、申込状況、内容により変更することがあります。  
(2) ダブルスはペアで申し込んで下さい。なお、ダブルスお申し込み後のペアの変更は出来ません。  
(3) 大会中に生じた事故・ケガについては、応急処置のみとします。  
(4) 本大会では、お弁当、宿泊先の指定・斡旋などは実施しませんので、各自で手配するようお願いします。  
(5) 平成30年度強化指定選手選考会(1月13.14日、ヒューリック西葛西体育館を予定)に参加希望の方は、本大会エントリーを必須とします。平成30年度強化指定選考会では、男子及び女子ダブルスについては本大会エントリーと同一ペアでの申し込みとする事を予定しています。  
(6) 個人情報及び写真・動画の取り扱いについて  
大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報について適正に取り扱う。また、取得した個人情報及び写真・動画は競技大会運営上必要なプログラム編成および作成・ホームページ・掲示板・報道発表・結果発表等、インターネット中継、その他、競技運営および競技に利用する。肖像権は主催者側に属し、大会に参加する各選手はこれに同意するものとする。

22. 問合せ 一般社団法人日本障がい者バドミントン連盟

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西5-2-9-203

TEL 03-6808-5515 E-mail [entries@jpbf.jp](mailto:entries@jpbf.jp)

## 日本障がい者バドミントン選手権 クラス分け表

2012年以降に世界バドミントン連盟（BWF）の国際クラス分けを実施した選手に関しては、該当クラスに参加してください。BWFの国際クラス分けを実施していない選手に関しては、暫定的措置として日本障害者バドミントン選手権大会で実施していた旧クラスから下表のとおり新クラスに移行するものとします。なお、過去に国内でもクラス分けを実施していない選手に関しては、クラス概要を参考にし、あいまいな場合は障がいの軽いクラス（WH2 または SL4）で参加してください。

なお、本年より国内クラス分け委員によるクラス分けを実施します。詳細については次ページの「今回実施されるクラス分けについて」を参照してください。

### クラス分け対応表

カテゴリー	新クラス名称	旧クラス名称	クラス概要
車椅子	WH1	車椅子 1	バランスが不良～中程度の車椅子利用者 ・L1以上の脊髄損傷（完全対麻痺） ・ポリオ、二分脊椎、ギランバレー症候群等
		車椅子 2	
	WH2	車椅子 3	バランスが良好の車椅子利用者 ・L2以下の脊髄損傷（完全対麻痺） ・片大腿切断（断端長 1/2 以下）
立位下肢	SL3	立位下肢 1	・片大腿切断（断端長 1/2 以上） ・両下腿切断 ・下肢の2関節以上の障害 ・重度の片麻痺
		立位下肢 2	
	SL4	立位下肢 3	・片下腿切断 ・片下肢不完全 ・両下肢不完全 ・軽度の片麻痺
立位混合	SU5+	立位上肢	・上肢障害
		聴覚障害者*	・聴覚障害
		その他の障害者* ・内部障害者 ・視覚障害者 ・精神障害者	その他の障害 ・内部障害 ・視覚障害 ・精神障害
低身長	SS6	低身長（小人症）	・低身長
知的障害	ID7*	知的障害者*	・知的障害

※はBWFが主管するPara-badminton国際大会でクラスがない障害区分

#### <その他の注意>

WH2、SL4、SU5+、SS6 に関しては、BWFの国際クラス分け基準に満たない場合でも、障害者手帳の保有者は該当クラスでの出場を認めます

BWFのルールに則る範囲で、障害の軽いクラスに出場することは可能です

## 今回実施されるクラス分けについて

今回は BWF Para-badminton のスポーツクラスに含まれる肢体不自由者のみ、国内クラス分け委員によるクラス分けを実施します。ただし、以下に該当する方は既にクラス分けが実施されているため、今回は対象外となります。

- 2012 年以降に世界バドミントン連盟 (BWF) の国際クラス分けを受けており、クラス分け実施日において BWF 国際スポーツクラスのライセンスナンバーがある方
- 2016 年 1 月以降に当連盟主催の国内大会及び選考会でクラス分けを実施した方

BWF のライセンスナンバーが記載されているマスターリストは以下のサイトにあります。自分のライセンスナンバー取得について不明な方は各自でご確認ください。

<http://bwfcorporate.com/para-badminton/players/>

の「4DOWNLOADS AVAILABLE」から「Classification master list」を選択してダウンロードしてください。

### これまでに国内でクラス分けを受けたことがある方へ

- 2015 年 12 月以前に国内でクラス分けを実施した方は、今回クラス分けを受ける必要があります。
- 2016 年 1 月以降に以下の大会または選考会の際に国内でクラス分けを実施した方は、今回はクラス分けを受ける必要はありません。ただし、今後、当連盟クラス分け委員会よりクラス分けを実施するように要請があった場合は、クラス分けを受けていただく場合があります。

\*2016 年 1 月以降に国内で行われた当連盟主催の日本障がい者バドミントン選手権大会及び強化指定選手選考会は次の 4 つです。

- 第一回日本障がい者バドミントン選手権大会 (於: 久留米市)
- 第二回日本障がい者バドミントン選手権大会 (於: 千葉市)
- 平成 28 年度日本障がい者バドミントン連盟強化指定選手選考会 (於: 千葉市)
- 平成 29 年度日本障がい者バドミントン連盟強化指定選手選考会 (於: 福岡市)

### 重 要

今回、クラス分けを受ける方は、日本選手権の参加申込書と一緒に以下の書類を郵送または E-mail で送ってください。なお、E-mail の場合は、クラス分け当日に必ず原本を持参してください。

- JPBF クラス分け医療情報
- JPBF クラス分け同意書

## 注意事項

### 車椅子発送についてのお願い

1. 車いすを送る方は 12月15日（金）午前中の時間を指定して下さい
  2. お届け先 〒856-0836 シーハットおおむら  
長崎県大村市幸町 25-33 TEL：0957-20-7200
- ・品名に「日本障がい者バドミントン選手権／車椅子」とご記載ください
  - ・配達指定日時 平成29年12月15日(金) (午前中指定)
  - ・大会終了後の発送 平成29年12月17日(日)、大会終了後、一時間以内に発送をお願いします。

### 施設利用について

1. 持ち込んだ物品およびゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。

### 写真撮影についてのお願い

1. 1Fアリーナ会場内、写真ビデオ撮影は禁止します。2階観覧席撮影可能、但しフラッシュ写真撮影は厳禁です。

※報道関係・大会記録用、インターネット中継として試合中撮影させていただきます。

### 申し込みについてのお願い

1. 日本障がい者バドミントン連盟に未入会の選手は、11月2日（木）までに入会申請をしてください。
2. ダブルスはペアで申し込んでください。
3. パートナーの障害が異なる場合は、軽度のクラスでの出場となります。

### 組み合わせ、タイムテーブルについて

1. 組み合わせ、タイムテーブルなど競技の一切は主催者側で決定します。

## 日本障がい者バドミントン連盟 特別ルール

日本バドミントン協会競技規則及び、日本障がい者バドミントン連盟 特別ルールとする。

### 第1条 「コートとコートの設定」

- (1) 車椅子バドミントンの(シングルスとダブルス)のコートは、それぞれ図 A 及び図 B を参照
- (2) 下肢障害(下肢1、下肢2)の半面でのシングルスは、図 C を参照
- (3) 上記以外すべての立位クラスは、シングルス及びダブルスの両方とも、標準コートでプレーする

### 第2条 用器具の検定と審査(付加的な用器具)

車椅子及び杖などの付加的な用器具の使用を認める。

- (1) プレーヤーの身体を車椅子に固定するために弾性ベルトが使われる事がある
- (2) 車椅子は後部補助輪を備えていても良く、それは主輪より後方にあっても良い
- (3) プレーヤーの両足は車椅子のフットレストに固定されていなければならない
- (4) 車椅子の座面はシートも含め、水平か後傾でなければならない。前傾は認められない
- (5) 車椅子は、いかなる電動またはその他の装置によって、動きを補助することを認められない
- (6) 下肢または上肢障害の選手は、杖の使用が認められる。杖の長さは、地面から選手の腋下より長いものは認められない
- (7) 切断者は、下肢障害および車椅子のクラスで義足の使用は認められる
- (8) 上肢障害クラスでは、義手の使用は認められない

### 第3条 サービス

- (1) 車椅子及び立位クラスの半面の場合、図 A、図 C がそれぞれに適用される
- (2) 車椅子クラスの場合、サービスを始めてからサービスがなされるまで、サーバー及びレシーバーのホイールはその位置でコート面に接していなければならない。ただし、サーバーの車椅子の反対方向への自然な動きは除く
- (3) 車椅子クラスの場合、サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がサーバーの脇の下より下にななければならない
- (4) ウェストライン固定の試行については、サーバーのラケットで打たれる瞬間にシャトル全体がコート面から 1.10m より下にななければならない
- (5) サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない
- (6) 車椅子及び立位クラスの半面の場合、サーバー及びレシーバーはそれぞれの決められたサービスコートでサーブし、レシーブしなければならない

### 第4条 プレーヤー

車椅子及び杖はプレーヤーの一部とみなされる

### 第5条 フォルト

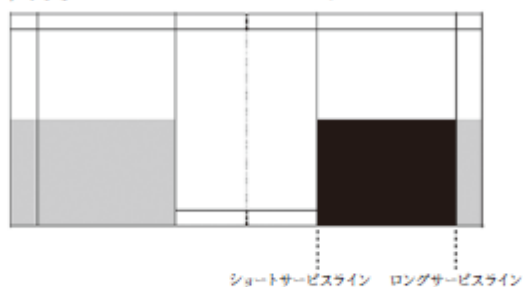
以下の場合には「フォルト」である

- (1) 車椅子クラスの場合、インプレーで、プレーヤーが
  - ① シャトルを打つ瞬間、プレーヤーの胴体(どの部分も)が車椅子のシートに接していないとき
  - ② フットレストがなく、両方または一方の足が固定されていないとき
  - ③ プレー中に、プレーヤーの両足のどの部分でも床に触れたとき

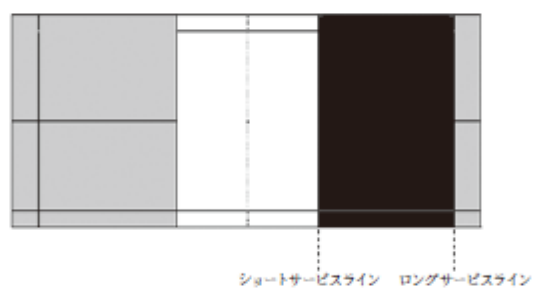
(公益財団法人日本バドミントン協会 競技規則 2016-2017 パラ・バドミントン競技付則を参考に作成)

□ ⇒ Court area for play(競技区域) and ■ ⇒ Service area(サービス区域)

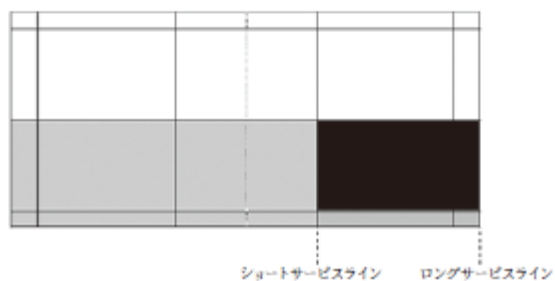
【図 A】 車椅子シングルスコートとサービスコート



【図 B】 車椅子ダブルスコートとサービスコート



【図 C】 立位シングルスハーフコートとサービスコート



公益財団法人日本バドミントン協会 競技規則 2016-2017 より抜粋